

平成 31年 2月 22日 開会

平成 31年 2月 22日 閉会

平成31年（2019年）第2回

紀北町議会（臨時会）会議録

平成31年第2回紀北町議会臨時会議事日程 平成31年2月22日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第3号 多目的会館改築工事請負変更契約の締結について
	閉 会

平成31年（2019年）第2回紀北町議会臨時会会議録
（第1号）
平成31年2月22日（金曜日）

平成31年（2019年）第2回紀北町議会臨時会会議録
（第1号）
平成31年2月22日（金曜日）

9 : 30～10 : 03 33分

33分 1時間

平成31年（2019年）第2回紀北町議会臨時会

招集年月日 平成31年2月22日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	11番	近澤チヅル
12番	入江康仁	13番	家崎仁行
14番	東 清剛	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

不応招議員

7番 奥村 仁

平成 31 年（2019 年）第 2 回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

招集年月日 平成 31 年 2 月 22 日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成 31 年 2 月 22 日（金）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
8 番	樋口泰生	9 番	太田哲生
10 番	瀧本 攻	11 番	近澤チヅル
12 番	入江康仁	13 番	家崎仁行
14 番	東 清剛	15 番	平野隆久
16 番	中津畑正量		

欠席議員

7 番 奥村 仁

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
総務課長	濱田多実博	財 政 課 長	水谷法夫
建設課長	植地俊文	海山総合支所長	玉津武幸
教 育 長	村島 赳郎	生涯学習課長	井土 誠

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 平野隆久	16番 中津畑正量
----------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成31年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

東清剛議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

なお7番 奥村仁君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さんおはようございます。

それでは、平成31年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成31年2月22日（金曜日）午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第3号 多目的会館改築工事請負変更契約の締結について

以上でございます。

東清剛議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1

東清剛議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 平野 隆久君

16番 中津畑正量君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

東清剛議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

東清剛議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 12 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、議案第 3 号 多目的会館改築工事請負変更契約の締結についての 1 件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

東清剛議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜わり厚く御礼を申し上げます。

それでは本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号 多目的会館改築工事請負変更契約の締結についてであります。多目的会館改築工事において工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、

議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議のうえご可決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

続いて、議案第3号の内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第3号 多目的会館改築工事請負変更契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第3号 多目的会館改築工事請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 多目的会館改築工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 1億9,310万4,000円
変更後 1億9,595万1,960円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町島原1009番地
株式会社 平野組
代表取締役 平野 金人

平成31年2月22日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

多目的会館改築工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

2ページ、資料をご覧ください。

工事費につきましては、工事請負金額が、変更前1億9,310万4,000円、変更後1億9,595万1,960円、増減といたしまして284万7,960円の増額でございます。

その内訳の工事価格が、変更前1億7,880万円、変更後1億8,143万7,000円、増減といたしましては、263万7,000円の増額。

また、消費税は、変更前1,430万4,000円、変更後1,451万4,960円、増減といたしましては、21万960円の増額でございます。

工事概要について説明させていただきます。

まず建築工事は、主な工事内容といたしまして、仮設工事、土木工事、コンクリート工事、鉄骨工事、金属工事、建具工事、防水・塗装工事、内外装工事、エレベーター工事、外構工事ほかでございます。

建築工事の主な変更内容といたしましては、金属工事におきまして、外壁の屋上立上り部分の形状を、屋上防水工事の施工性と転落防止フェンスの工法再検討により、アルミ水切りからアルミ笠木へと変更いたしました。

変更の理由といたしましては、現在の工法に比べ長期的に考えて雨漏りの可能性が低く、防水工事を施工しやすい工法に変更したためでございます。

次に内外装工事では、紀北町産材の利用促進の検討から、調理室床材をビニール床シートのフローリングから紀北町産桧仕様の床材に変更いたしました。

また、雑工事ではブラインドを追加し、建築工事全体で変更前1億2,589万3,000円から、変更後1億2,469万1,000円となり、120万2,000円の減額となっております。

次に、工事概要に戻りまして、電気設備工事の説明をさせていただきます。

主な工事内容は、幹線動力設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、非常照明・誘導灯設備工事、自動火災報知設備工事、非常放送設備工事ほかでございます。

主な変更内容といたしましては、火災等の緊急時に、館内利用者等に対して状況及び対応等を放送する非常放送設備を、消防との協議により、消防法施行令第24条の集会所で300人以上入れる施設に該当するということとなりまして、設備追加いたしました。

また、3階のホール2部屋の音響システムにおきましては、物品購入と予定しておりましたが、天井部分に設置するスピーカー4台とアンテナ2台、その配線等につきまして、天井補強や配線、配管の施工性、手戻りの防止ということから、追加して工事することといたしました。

これによりまして、電気設備工事で、変更前1,338万4,000円から、変更後1,486万9,000円となり、148万5,000円の増額となっております。

続きまして、給排水衛生空調換気工事につきまして、ご説明させていただきます。

主な工事内容は、衛生設備工事、空調換気設備工事でございます。

変更内容といたしましては、主に、衛生設備工事の浄化槽設備工事におきまして、現場での施工性及び経済性を再検討し、FRP製の浄化槽から、鉄筋コンクリート管製の浄化槽とし、管の中を掘る潜函工法にて施工するよう変更いたしました。このことにより、土止め工といわれる山留工事が不要となり、その他変更等も含めまして、変更前2,747万1,000円から、変更後2,582万6,000円となり164万5,000円の減額となりました。

工事概要の最後になりますが、解体工事の説明をさせていただきます。こちらの主な工事内容は、造作解体、廃材運搬処分ほかでございます。

主な変更内容といたしましては、基礎工事の掘削等による地山の崩壊を防ぐため山留工事、先ほども申し上げました山留工事におきまして、当初は矢板という鋼材を油圧による圧入工法で施工する予定でしたが、実際に施工したところ、地盤が予想よりも締まっております、また玉石等の障害物も点在していたことから、矢板を圧入することができませんでした。このことから施工方法を再検討し、矢板設置箇所の地盤の先端、矢板地盤の先端をオーガといわれるドリルでほぐしながら、鋼矢板を圧入していく、オーガ併用圧入工法に変更し施工いたしました。

これらの工法変更等により、変更前1,205万2,000円から、変更後1,605万1,000円となり、399万9,000円の増額となっております。

これらを合計した工事価格、消費税、請負金額は初めに申し上げた通りで、請負金額が変更前1億9,310万4,000円、変更後1億9,595万1,960円で、増減といたしまして284万7,960円の増額となっております。

最後に、工期についてでございますが、完成期限に変更はなく、平成31年3月20日で、現在の進捗率は約80%でございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

ただいまのご説明があった中でですね、変更内容のところ、ビニールシート床シート、これを木材になんか変えたということで、減額になっていますが、これここが減額になっているのか知りませんが、この際、関連して申し上げたいんですけども、紀北町は漁業と林業で成り立ってきたと思うんです。

そういう観点から公共建築を計画する場合ですね、まず地元木材で建物ができるかどうか。まずそこからスタートすべきではないかと思うんです。そういう点で今回のこの多目的会館はどういう経緯でですね、設計が、あるいは構想が始まったかよくわかりませんが、今後ですね、先ほども申し上げましたように、公共建築を、あるいはまた軽い土木工事でも結構です、そういう場合は地元材を、地元の木材を使ってできないものかどうか。それがスタート点になるべきだと思っています。

以上でございます。

東清剛議長

質疑ですから、その辺はいかがお考えですか。

3番 柴田洋巳議員

今、議長が言われたとおり、このようなお考えはいかがでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきましてはですね、公共建築の木質化ということで、我々は行っておりますし、できるところはですね、地元材を使ってという方向で進んでおります。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先日ですね、給食センター、その時にも少しこういうことについて、関連してお話したんですけども、あれは鉄骨だったですかね、そういうことで進められております。今、町長が軽くそういう話をしましたけど、真剣にですね、やっぱり本当に木材でできるかどうか、それをやっぱり考えていただきたいと、再度申し上げます、いかがでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれの施設の特性も活かしながらですね、そのように行っております。

東清剛議長

ほかに質疑される方。

2番 田島明良君。

2番 田島明良議員

解体工事のほうなんですけども、1,399万9,000円の増額ということなんですけども、矢板が思ったより入らなかったということなんですけども、この工法によってこんなに390何万円も変わるような工法は想定できなかったのかどうか、ちょっとお伺いします。

東清剛議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

当初ですね、標準的な圧入工法といいまして、油圧で押していく工法なんですけども、ボーリング調査等も行っておりまして、ある程度、支持地盤という形のものまでできる固い地盤でございました。

しかしながらですね、玉石と言われる石ですね、そういうものがどうしても点在しておりまして、本来ですと固い地盤だけであれば、入っていったりもするんですけども、そういうものが混ざっておりますと、どうしても割っていく必要がございます。

今回その試験的に打ち込んだような形になってしまったんですけども、まず圧入をして、結果無理だったことになりました。その機械等の搬入、搬出、それに加えまして、今回のオーガ併用圧入工法の実施というのも加わりまして、このような増額になっております。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

当初予想してた地盤が、そうではなかったということですか、下のほうの部分は。

東清剛議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

当初から支持地盤としてしっかりした地盤ではあったんですけど、どうしても固いだけでなくですね、石のようなものがあって、それに矢板という鉄製の製品なんですけれども、こちらのほうが当たることによって、どうしても押していけないという状態が発生したという

ことで、今回ちょっと工法のほうを変更させていただきました。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

6番 原隆伸君。

6番 原隆伸議員

この契約の変更についてですね、ちょっとお教え願いたいんですけども、この契約が第1点として契約が随意契約になった理由について、まず1点お聞きします。

それから、2番目として当初設計していると思うんですけども、当初設計の目的というんですか、趣旨、こういう考えでこういう設計をしましたよと。それについて設計変更するに至るには、こういう理由でこういうふうになったという、今、設計変更の理由があったんですが、この理由が当初の目的というんですか、そこで予期できなかったのかどうか、それをちょっと確認をお願いします。

東清剛議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

今回、まず1点目の契約に関して、随意契約というお話は、この変更分の増額分に関しまして、現在の請負業者である平野組と随意契約という形をとるという意味でございます。

あとですね、当初設計と変更の理由の考え方なんでございますが、当初設計は基本的な設計をさせていただいております。当初変更等がないようにですね、考慮に入れるべきではございますが、やはり工事の進捗に伴いまして、問題点等も発生してまいります。より良い施設にするためにですね、最低限必要な部分の変更と考えておりますので、どうぞよろしくお問い合わせいたします。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私はこの施設については、最初からちょっと疑問を持っていたんですけども、ここまで進んでいることではございますので、何を言ってもしょうがないことではございますけれども、後々に憂いのないようにきちっとやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

東清剛議長

質疑じゃないんですか、いいんですか。

6番 原隆伸議員

そういうふうにはやっていただけたらと思うんですけども、一言確認の言葉をいただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この建設にあたってはですね、地域住民の皆様とも利活用のことも踏まえて、十分検討させていただいた上で、設計させていただいた次第でございますので、これからはですね、しっかりと地域の皆さんに利活用していただくよう努めてまいります。

東清剛議長

ほかに質疑される方は、11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

工事の内容については詳しく説明をしていただいたんですけども、2月12日も臨時議会がありまして、10日後の臨時議会ということで、この工事の中でどういう部分で今日になってしまったのかなとお伺いします。

議員必携を見ましたら、18年度の統計なんですけども、全国の実態調査によると、全国町村では平均年間3.2回に及んでいると書いてあるので、多いなという思いもありまして、何故こうなってしまったのか、10日間、早くできなかったのか、そこら辺の調整ですね、お伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これらはですね、議長とも相談させていただきまして、いろいろ変更契約がね、変更がする、積算してくる時期がございますので、我々としてもですね、同じ日にできればそれは議員の皆様にもですね、二度三度運んでいただかなくて結構なんですけど、必要な時期、タイミングがまず第一でございますので、議員の皆様にもご迷惑をおかけしますが、その辺ご理解いただきたいなと思います。

東清剛議長

よろしいですか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

わかりました。特にこの工事の中でどの部分が大きな原因で、調整ができなかったのかって、先ほどもお伺いしたんですが、答弁漏れでよろしくをお願いします。

東清剛議長

先ほど説明したように、まだ80%の段階なんですよ。ですからそこでなかなか決めていくのは難しい、今のところ。

尾上町長。

尾上壽一町長

今、進捗率ね、議長からもおっしゃっていただいたんですが、80%いきました。ここでですね、完成までの変更の部分の積算ができるようになってまいりましたんで、その時点でこうやって臨時会にお示しさせていただいた、そのような関係でございます。

それと臨時会の考え方でございますけど、これは我々もできるだけ揃えていきたいとは思いますが、私は定例会のみの開催というのはいかががかなと、むしろ思っているほうなんです。随時、必要であれば開いていくのが議会であって、言えば公共のものは1年遅れるよと、そういうイメージが今までもありましたが、私はできることは臨時会でも、どんどん出していつて早く進めなきゃいけないものは早く進める。そういう形です、やりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

東清剛議長

よろしいですか。

10番 瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

この給排水工事の減額ですけども、これ強度の問題でFRPからRCにしたのか、その辺のところをご答弁。

東清剛議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

給排水工事、浄化槽設備工事でございますが、現場での施工性、経済性の再検討ということで、FRPの浄化槽から鉄筋コンクリート製の躯体の浄化槽として変更いたしました。こちらはですね、当初のFRPの既製品の浄化槽を設置するために、既製品の浄化槽が入るように、先に掘削する必要があります。

限られた敷地内で施工するため、掘削時に土が崩れないように、先ほどもいいました土留工法というのが、施工する必要があったんですけども、先ほど基礎工事でも説明させていただいたように、地盤が固くて玉石も混じった土質であったため、土留工法の施工がまた困難であるということもございまして、再度工法を検討し鉄筋コンクリート管製の浄化槽、丸い浄化槽の1 mぐらいの高さのもなんですけども、それを中を掘って掘り下げていくことで、それを積み重ねていく工法なんですけれども、そちらのほうで施工しますと、矢板の施工が不必要ということで、工法のほうを再検討して鉄筋コンクリート管製の浄化槽のほうに変更をすることとなりました。

以上でございます。

10番 瀧本攻議員

強度のこと。

井土誠生涯学習課長

強度はFRP製の浄化槽も鉄筋コンクリート管製の浄化槽も、耐えうる強度のほうは確保しております。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

私も経験したことがあるんですよ、大きいね。やっぱりこうしたほうがいいんですよ。例えば地下水が流れてきた、そうすると浄化槽がですね、圧迫されてですね、破れるわけですね。RCにすれば破れない。それで中に汚物が入るね、それが満杯になった時に破れる、FRPはね、RCは強い。

だから地下水が流れてきた場合はですね、FRPは破られるんですよ。そういうことを私は実証、自分が経験したことあるので、だから強度でやるべきじゃなかったかなと、私はこれ賛成ですよ。お金も少なくすんどるし、強度があるしね、だから、私はこれ強度やと思うんですよ、現況の問題もあるけど。

東清剛議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

強度等の問題もあるかと思いますが、今回は主な内容としましては、先ほど説明させていただいた施工方法になったというご説明でございました。いろいろな面で特徴、それぞれの

製品の特徴、経済性等がございますので、その場に応じた施工方法、製品等を検討してまいりたいと思います。

東清剛議長

よろしいですね。

ほかに質疑される方はございませんか。

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

すいません。電気設備工事の中ですね、非常放送設備追加とございますが、これについての詳細をですね、ちょっとご説明いただきたい。ですんで疑問は何かといいますとね、非常放送設備がもともとありまして、それにプラスアルファの追加になったのか、それとも0だって、忘れていないと思いますが、そこら辺ですね、詳細についてちょっとご説明いただければ、安心できるものですから、よろしくお願いします。

東清剛議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

電気設備工事につきましてなんですけれども、火災等の緊急時に館内利用者に対して状況等に対応する放送する放送設備でございます。当初ですね、消防との協議では地区集会所というような位置付けに近いと取り扱われておりまして、今回の町管理の不特定多数が利用できる集会所としてですね、消防法施行令のほうの該当することとなりました。

当初はですね、自動火災、自火報ですね、自動火災報知、非常ベル等は設置しておりましたが、非常用放送の放送設備とはまた非常ベル、または自動サイレン等を要する非常用放送設備というものの追加の部分となりまして、当初から自動火災報知機等の非常設備のほうは設置しておりました。

それに対して追加という形の非常放送設備、館内放送等をするための設備でございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

この追加のですね、増減のところでは148万5,000円の追加になってはいますが、今、私が質問しました部分ですね、設備の追加に関して金額はどれぐらいなんですかね。よろしく願います。

東清剛議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

非常放送用設備工事のみの追加でございますと、約117万7,000円ほどの増加になっております。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に討論を終了し採決を行います。

お諮りします。

日程第4 議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

東清剛議長

これで本日の会議を閉じます。

それではこれで、平成31年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 03分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 31 年 2 月 2 8 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑正量